



2024年12月11日

各 位

会 社 名 I-PEX 株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 土山 隆治
(コード番号 6640 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 財務統括部長 嶋崎 岳志
(TEL. 075-611-7155)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、2024年12月11日開催の取締役会において、2025年2月中旬に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年12月31日(火)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下の通り当該基準日に関する公告をいたします。

- | | |
|----------|--------------------------|
| (1) 基準日 | 2024年12月31日(火) |
| (2) 公告日 | 2024年12月11日(水) |
| (3) 公告方法 | 電子公告(当社のホームページに掲載いたします。) |

https://corp.i-pex.com/ja/ir/e_publicnotice

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2024年11月7日(木)に公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしました通り、UDON株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、公開買付者が2024年11月8日(金)に開始した当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立したものの、本公開買付けにより、当社株式の全て(ただし、当社が所有する自己株式、並びに、公開買付者との間でそれぞれが所有する当社株式の全てを本公開買付けに応募しない旨を合意している株主(以下、総称して「本不応募合意株主」といいます。))が所有する当社株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)第180条に基づき、当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等を付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に

賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上